

令和3年（ ）第 号

（控訴審 福岡地方裁判所 令和●年（レ）第●●号）

（原審 福岡簡易裁判所 令和●年（ハ）第●●●●号）

上告人 平山 久雄

被上告人 株式会社●●●●●

上告理由書

令和3年●月●日

福岡高等裁判所 御中

上告人 平山 久雄

第1 はじめに

本件上告は、不本意である。

けだし、控訴審において、優秀な●●●●●裁判長が下した判決に、異論を述べるなど、おこがましいことだと上告人は、思っているからである。

とはいえ、上告人は、本訴において、被上告人の代理人弁護士らが原審から、甲第3号証は、偽造であるという虚偽の主張を続け、その事実認定を受けていることが、とても残念でならない。

ましてや、原審から控訴審まで、稚拙な証拠（訴外●●●の●●●本部長は、●●●会長の娘婿で、院政をひく地位にあるから、信用に

値しない)をもって、裁判所を欺いたことは、絶対に許されない行為で、品位を失う弁護士活動である。

第2 上告の理由

いずれにせよ、事実審は、終了した。

さて、上告した以上、被上告人の不法行為性(言動の違法性)について、再度、言及しなければならない。

審級裁判所におかれましては、甲第5号証、ないし、甲第6号証の録音データを吟味して、拝聴されたい。

明らかに、上告人の人権を侵害していることが明白である。

よって、被上告人の上告人に対する暴言は、憲法13条に明文化された、「公共の福祉」を逸脱した金銭の取り立て行為である。

第3 結語

以上から、控訴審判決は、上告人の人権を侵害するという憲法13条に違反しているから、福岡高等裁判所にて適切な判断をされたく、本件上告をした次第である。

以上